

# 「電波有効利用成長戦略懇談会」における検討課題 に関する意見募集の結果

平成30年2月

実施期間

平成29年12月29日(金)～平成30年2月2日(金)

意見提出者(提出順)

合計者数 139者

## 【電気通信事業者:6者】

楽天(株)、(株)NTTドコモ、ソフトバンク(株)、東日本電信電話(株)、KDDI(株)、西日本電信電話(株)

## 【放送事業者:102者】

日本テレビ放送網(株)、(株)テレビ岩手、(株)テレビ大分、(一社)日本民間放送連盟、千葉テレビ放送(株)、(株)福島中央テレビ、(株)新潟放送、(株)テレビ金沢、長崎放送(株)、(株)宮城テレビ放送、(株)エフエム北海道、日本海テレビジョン放送(株)、富山エフエム放送(株)、北海道放送(株)、(株)エフエム宮崎、青森放送(株)、(株)エフエム大阪、(株)テレビ宮崎、石川テレビ放送(株)、(株)南日本放送、RKB毎日放送(株)、山口放送(株)、(株)エフエム福島、札幌テレビ放送(株)、(株)TBSラジオ、(株)エフエム石川、(株)テレビ新潟放送網、中京テレビ放送(株)、(株)エフエム福岡、名古屋テレビ放送(株)、(株)テレビ信州、(株)エフエム香川、大阪マルチメディア放送(株)、(株)エフエム青森、テレビ大阪(株)、(株)山梨放送、(株)中国放送、(株)TBSテレビ、東海テレビ放送(株)、秋田朝日放送(株)、(株)エフエム愛知、山形放送(株)、(株)高知放送、日本放送協会、(株)フジテレビジョン、(株)エフエム岐阜、西日本放送(株)、(株)鹿児島読売テレビ、(株)熊本県民テレビ、(株)エフエムラジオ新潟、(株)秋田放送、(株)熊本放送、三重エフエム放送(株)、(株)CBCラジオ、(株)エフエム愛媛、(株)毎日放送、(株)エフエム山陰、(株)テレビ朝日、(株)ジュピターテレコム、(株)テレビ東京、(株)エフエム栃木、(株)岩手めんこいテレビ、中日本マルチメディア放送(株)、(株)大分放送、(株)テレビ北海道、長野エフエム(株)、朝日放送(株)、福井放送(株)、(株)福岡放送、(株)エフエム秋田、(株)テレビ静岡、東京ケーブルネットワーク(株)、四国放送(株)、(株)愛媛朝日テレビ、北海道テレビ放送(株)、静岡エフエム放送(株)、九州・沖縄マルチメディア放送(株)、北日本放送(株)、読売テレビ(株)、南海放送(株)、関西テレビ放送(株)、北海道文化放送(株)、広島エフエム放送(株)、中国・四国マルチメディア放送(株)、(株)テレビ西日本、(株)和歌山放送、岡山エフエム放送(株)、(株)CBCテレビ、中部日本放送(株)、スカパーJSAT(株)、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、(株)長崎国際テレビ、静岡第一テレビ、(株)エフエム大分、(株)エフエム東京、(株)愛媛CATV、(株)ZTV、(株)ちゅピCOMふれあい、阪神ケーブルエンジニアリング(株)、BAN-BANネットワークス(株)、姫路ケーブルテレビ(株)、(株)ベイ・コミュニケーションズ

## 【メーカー:6者】

(株)テレ・ポーズ、クアルコムジャパン(株)、日本電気(株)、ソニー(株)、トヨタ自動車(株)、富士通(株)

## 【自治体:6者】

新潟県魚沼市、高知県、愛知県蒲郡市、鹿児島県、愛媛県西条市、千葉県市原市

## 【その他:10者】

電気事業連合会、地域BWA推進協議会、無線LANビジネス推進連絡会、在日米国商工会議所、(公財)ラグビーワールドカップ2019組織委員会、(一社)日本新聞協会、ローバンド拡大促進協会、YRP研究開発推進協会、国立研究開発法人情報通信研究機構、(一社)情報通信ネットワーク産業協会

## 【個人:9者】

主な提出意見の概要

別添の通り

## [目次]

	ページ
1. 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み	3
2. 周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設	6
3. 割当に関わる制度の見直し	8
4. 電波利用料体系の見直し	15
5. その他	27

# 1. 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み

## ①携帯電話事業者の周波数の返上の仕組み

- ・特定基地局の開設計画の認定期間終了後、一定期間毎に電波の利用状況を報告することをルール化し、報告の際に、電波の利用状況が一定の基準に満たない場合、決められた期限内に周波数を返上する仕組みを創設すべき。(NTTドコモ)
- ・現行制度(2017年10月より制度化された、再免許時の審査強化、電波の利用状況調査の拡充)をまずは運用していくことが必要。(ソフトバンク)
- ・電波の有効利用の度合いを評価する指標は、多角的かつ十分な検討・議論が必要。電波の利用状況の調査・評価を踏まえ、十分に有効利用されているか否かの判断を行う際には、公平な評価指標を設けることが前提であり、その指標については、多角的かつ十分な検討・議論が必要。(KDDI)
- ・返上、再割当てを行うにあたっては、次に利用を希望する者が存在していることが前提であり、拙速な判断とならないよう、例えば、「既存免許人の将来計画」と「次に利用を希望する者の将来計画」を比較審査する等の仕組みが必要。(KDDI)
- ・免許の取消し(返上等)を行う場合、当該周波数を利用して提供するサービス(キャリア・アグリゲーションによる高速通信サービス等)が出来なくなり、サービス品質や利便性の低下を招く可能性があることから、利用者保護及び事業継続の観点での配慮が必要。(KDDI)
- ・周波数の移行や再編を行う場合、大きなコストの発生が予測され、その費用負担の扱いが課題。(KDDI)

# 1. 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み

## ②携帯電話事業者以外を含む包括的な周波数の返上

### 【放送用等の周波数の返上等】

- ・放送用、放送事業用の帯域は有効利用しており、縮減等の対象にはあたらない。(民放連、民放11者)
- ・返上や移行は既存事業者の自主性に委ねるべき。(民放18者)
- ・新たな無線システムと放送の共用では、特定ラジオマイク等との共用と同様の監理が必要。(民放連、テレビ朝日、朝日放送)
- ・地上波ネットワークの位置づけが重みを持つ日本では、放送のインセンティブ・オークションは現実的でない。(民放連、山口放送、テレビ朝日、愛媛朝日テレビ)
- ・更なる削減で周波数利用がひっ迫すれば、混信等の視聴者サービスの低下のおそれがある。(フジテレビ)
- ・放送の持つ公共性については、引き続き十分な配慮が必要。(毎日放送)

# 1. 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み

## ②携帯電話事業者以外を含む包括的な周波数の返上(続き)

### 【返上等の仕組み】

- ・携帯電話事業者以外においても、携帯電話事業者と同様のルールを適用するのが適当。(NTTドコモ)
- ・停波・返上の影響はシステムや利用者数等によって異なるため、画一的な判断を行うのではなく、システム毎の事情を勘案しながら検討を行うことが重要。(ソフトバンク、福岡放送)
- ・周波数の返上等を求めるにあたっては、有効利用状況に関する評価基準や評価方法において、経済的価値のみを過度に重視しないようにすべき。(スカパーJSAT)
- ・十分に有効利用されていない公共用業務での電波について、縮減、共用、移行、再編、免許の取消し(返上等)を円滑に行う仕組みを導入し、有効利用の度合いが著しく低い場合には、使用帯域の縮減等を図っていくことが必要。(楽天)
- ・公共用業務以外の放送業務、固定通信業務及び移動体通信業務においても、それぞれ有効利用の度合いが評価され、同様の仕組みが図られることが必要。(楽天)
- ・電波の利用状況の調査・評価には、個々のシステムの特長や役割を勘案した評価基準が必要。(民放連、民放5者)
- ・全ての周波数使用者に、「周波数返却に同意するための必要補償額」を表明する義務を課し、政府はその額の低い使用者から返却させ、補償金を支払うルールを創設することを提案。(個人)

## 2. 周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設

### ①新たに割当てを受ける者の負担費用

#### 【終了促進措置】

・現行の終了促進措置は、受益者負担の原則から有効な施策。(フジテレビ、岩手めんこいテレビ、四国放送)

#### 【負担費用の範囲】

- ・移行期間中の業務継続に必要な経費を負担費用の範囲とする措置は検討に値する。(民放連、民放8者)
- ・移行先周波数のノウハウ構築や、共用検討等を負担費用の範囲として検討することも既存免許人のインセンティブを高める。(フジテレビ)
- ・移行に伴う事業者・利用者等の経済的負担の回避、事業者の逸失利益の補償等が含まれるべき。(スカパーJSAT)
- ・地上テレビ放送の中継局等で利用されている帯域を含めて検討がされるのであれば、現行視聴者の移行、事業者側の設備変更に伴う費用負担は、新たな利用者(受益者)負担によって行われるべき。(毎日放送)

#### 【負担費用の決定方法】

- ・新免許人が負担している旧免許人が選んだ代替機器が経済合理性のないケースがあるため、代替製品の選定基準をガイドライン化するべき。(ソフトバンク)

### ②既存免許人の移行時期によるインセンティブの段階的設定

- ・移行に応じるタイミングに合わせた費用負担額の重み付けが必須ではないか。あるいは、早期移行に応じた免許人には、何らかのメリットがあるような制度にすべき。(NTTドコモ)
- ・年次傾斜等により段階的に移行費用負担額を減額できる選択肢を設けることもインセンティブが働くため有効。移行対象となった免許人の電波利用料を免許残期間に応じて上げていく方法も有効。(ソフトバンク)
- ・移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを多く設けるなど、既存免許人の対応可能性を高める措置は検討に値する。(民放連、民放7者)
- ・インセンティブを段階的に設定する場合でも前述の費用負担は行われるべき。(スカパーJSAT)

## 2. 周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設

### ③ 免許帯域から免許不要帯域へ変更する場合の促進策

- ・移行先のひっ迫状況と既存システムへの与干渉を考慮して移行先を検討すべき。(無線LANビジネス推進連絡会)

### ④ 様々な帯域での迅速な移行のためのインセンティブ

- ・既存免許人全てが現行と同じシステムで事業を継続したいと考えているわけではないはず。他帯域への移行ありきではなく、同等の事業が継続できる他システムへの変更のオファーができるようにすべき。(NTTドコモ)
- ・周波数移行において終了促進措置を実施することは妥当。その実施にあたっては移行対象となる無線局の計画的な運用や移行整備の円滑な実施が担保されるよう検討が必要。(NHK)
- ・インセンティブの設定は有効な措置。(名古屋テレビ)
- ・移行工事等の費用負担適用範囲の拡大や、電波利用料割引は有効。(電事連)
- ・電気事業用無線について適切な移行期間の設定を要望。(電事連)

### ⑤ 免許不要帯域を再編する場合の対策

- ・利用帯域を意識していないユーザの存在や国際的な調和を意識して再編を進めるべき。(無線LANビジネス推進連絡会)
- ・再編後に当該帯域を利用する無線局が携帯電話の場合、残存する免許不要局との電波干渉により、計画の履行が困難となる可能性があるため、制度的な配慮が必要。(KDDI)
- ・残存する免許不要局の早期廃止のため、総務省が実施している電波監視機能の活用が有効。(KDDI)

### ⑥ その他

- ・行政による旧免許人への働きかけや免許期限間近まで残存しようとする免許人との仲裁機能設置を要望。  
(ソフトバンク)
- ・移行対象が複数の既存免許人の場合には、インセンティブにより移行促進が図られない可能性が想定されるため、これまでの事例(例えば700MHz帯の終了促進措置)を踏まえた十分な議論が必要。(KDDI)
- ・割当を受けながら利用していない周波数がある場合には、利用開始前に研究開発などの一時的な電波利用に割り当てることが望まれる。(YRP研究開発推進協会)

### 3. 割当に関わる制度の見直し

#### ①経済的価値を含む総合的評価方式の導入

##### 【経済的価値を評価方式の導入】

- ・現行の比較審査方式の更なる改善により、経済的価値を含む総合的な評価を行うことは妥当。一方で、経済的価値を踏まえた金額の評価配分が多くなりすぎないようにする等、適切な「評価項目」や「基準」、「配分」等の設定が必要不可欠。(NTTドコモ)
- ・「価格競争の要素」が支配的にならないように、人口カバー率、安全・信頼性対策等の他審査項目も含めて総合的に評価する制度とすべき。(ソフトバンク)
- ・新たな割当制度を実施する際には、審査項目、審査方法(各項目の重みづけ等)の詳細について、第三者も交えオープンな場で決めていくことが必要。(ソフトバンク)
- ・経済的価値を踏まえた金額の多寡が比較審査基準の支配的指標となった場合、人口カバー率や安全・信頼性要件等、その他の比較審査項目が軽視されることになり、電波の有効利用を阻害する要因となる可能性があることから、慎重な議論が必要。(KDDI)
- ・単なる価格競争の観点だけではなく、真に国民の利益に資するかどうかの審査や、移行や新規開設に伴う混信等が発生しないような技術的検討、などが十分かつ慎重になされるような仕組みがより重要。(関西テレビ)
- ・金額を含む複数の項目を総合的に評価することにより、周波数割り当てを決定する方式については、金額以外の項目を金額と同一の指標で評価することになるため、その換算方法について慎重な検討が必要。(スカパーJSAT)
- ・電波の経済的価値を過度に重視した割り当て手法を採れば、国民生活に悪影響を及ぼす恐れがある。(日本新聞協会)

### 3. 割当に関わる制度の見直し

#### ①経済的価値を含む総合的評価方式の導入(続き)

##### 【放送関係】

- ・価格競争の要素を含めた割当方法においては、放送用及び放送事業用周波数を対象としないことが妥当。(NHK、読賣テレビ)
- ・放送・放送事業用周波数の割当てについては、価格競争の要素を含めて決定する方式はなじまない。(民放連、民放7者)
- ・放送利用については、経済的価値の持ち込みはなじまない。(民放15者)
- ・価格競争の要素を含める方式の放送帯域での導入に反対。(民放16者)
- ・放送については経済的価値を過度に評価することは適切でない。(高知放送)
- ・経済的価値が優先されることがないよう要望。(福島中央テレビ)
- ・電波の割当てでは公共的な役割を最重視すべき。(TBSテレビ)
- ・経済的価値だけでなく社会的価値を重要な判断項目として割り当てるべき。(RKB毎日放送)
- ・経済的価値の反映については、収益性を重視するあまり公共性が置き去りになることのないよう希望。(テレビ大阪)
- ・経済的価値を重視するあまり、あまねく放送する義務や国民の知る権利への貢献等の放送の役割が軽視されないよう、バランスのとれた制度設計を要望。(フジテレビ)

##### 【その他】

- ・移動体通信事業への新たな電波割当ての際、既に割り当てられた電波の逼迫度合いではなく、新サービスや料金の低廉化などイノベーションへの貢献度の評価が行われることを要望。(楽天)

### 3. 割当に関わる制度の見直し

#### ②新たな割当手法による収入の使途

##### 【活用分野】

- ・一般財源化するのではなく、5Gの推進に向けた技術開発、実証実験等、新たな周波数の利活用に関する研究開発の推進や、新たな周波数の創出・活用に関する事務にのみ限定して活用すべき。(NTTドコモ)
- ・ICT等の促進に寄与するものに活用すべき(地方への光ファイバ整備(電力含む)、地方行政のICT基盤整備、等)。(ソフトバンク)
- ・原則、ICT／電波利用の更なる発展に寄与する取り組みに優先して活用されるべき。具体的な活用分野は、その負担の度合いを勘案した検討がなされることを希望。(KDDI)
- ・電波利用の発展と電波有効利用の推進には、これを推進する人材の育成が急務であり、国の施策として人材育成の強化も優先して実施すべき。(KDDI)
- ・自治体等がICT利活用を促進し、社会的課題解決を図るにあたり、多様化するICTサービスを円滑に導入できるよう、有限な電波を効率的に利用することや、電波利用料を有効的に活用することが重要。(NTT東、NTT西)

##### 【活用方法】

- ・使途として5G等電波利用の振興やSociety5.0の実現等が挙げられているが、これらのための周波数を割り当てる際の収入については、結果として割当てを受ける者に還流することにもなり得るため、電波利用料の共益費的側面に照らし公平性が損なわれる事が無いようにすべき。(スカパーJSAT)
- ・活用する具体的な事業の目的及び事業規模は割当要件策定時に予め定めることとし、かつ中期的な事業遂行にも対応できる枠組みが適切。また、事後に第三者を交えて効果の検証を行うことが必要。(ソフトバンク)

### 3. 割当に関わる制度の見直し

#### ③オークション制度のメリット・デメリット等

- ・オークションは利便性や電波利用発展を阻害する大きな課題があると認識。(KDDI)
- ・まずは海外事例の研究等を行い、目的、効果、得られる権利・義務、メリット・デメリットを確りと議論し尽くした上で慎重に検討すべきであり、現時点で尚早に導入を行うべきでない。(ソフトバンク)
- ・国民負担増大、サービス低下を招くため、オークションは電波の有効利用につながらない。(TBSテレビ)
- ・国民負担増大のため、オークション制度に反対。(CBCラジオ、福岡放送、四国放送)
- ・放送及び放送事業用途の周波数帯においてはオークション制度の導入に反対。(関西テレビ)
- ・社会的価値より経済的価値が優先するオークション制度に反対。(CBCテレビ)
- ・実施するとしたら各方面へ大きな影響を与えるため、慎重な検討が必要。(西日本放送)
- ・携帯電話用周波数の割り当てにオークション制度を適用すれば、契約者である国民が間接的に入札金額を負担することとなり、国民の財産の有効利用となるのか疑問。(民放連、テレビ信州、愛媛朝日テレビ、テレビ朝日)
- ・オークション制度には、過大な価格競争によって事業の継続性を危うくしたり、国民共有の財産である周波数が投資の対象となりうるといったデメリットがある。(スカパーJSAT)
- ・消費者に悪影響を及ぼす可能性、研究開発投資の抑制、防災・減災への対応力における悪影響等から慎重な検討が必要。(CIAJ)

#### 【放送用・放送事業用について】

- ・オークション制度の検討においては、放送用及び放送事業用周波数を対象としないことが妥当。(NHK)
- ・放送用・放送事業用周波数の割当ては、オークション制度にはなじまない。(民放連、民放7者)
- ・放送にオークションはなじまない。(民放6者)
- ・放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作ると混信などを生じるため、慎重に検討すべき。(民放5者)
- ・FPUや連絡無線、中継用固定回線などの放送事業用無線局もオークション制度の対象外とするべき。(讀賣テレビ)
- ・放送利用に関して、継続検討となったオークション制度についても、極めて慎重な検討が必要。(テレビ金沢)

### 3. 割当に関わる制度の見直し

#### ③オークション制度のメリット・デメリット等(続き)

##### 【公共業務用について】

- ・公共業務用無線システムについてはオークション制度の対象外とすべき。(電事連)

#### ④二次取引の在り方

- ・電気通信事業法の下、MVNOへの提供制度が整備されていることにも鑑み、慎重に議論すべき。(ソフトバンク)
- ・二次取引は国民負担を増大させる。(TBSテレビ)
- ・二次取引(賃貸借等)と現状のMVNOとの違い等、制度上の取扱いの明確化が必要と考える。(KDDI)
- ・公共業務用無線システムについては二次取引の対象外とすべき。(電事連)

#### ⑤周波数共用、運用調整の仕組み

- ・現在総務省で検討している共用の仕組み(人的な運用調整、システム自動調整)について、その有効性を十分評価すべき。(KDDI)
- ・周波数共用や運用調整については、無線システム間の干渉検討や混信保護規定等の技術検証を踏まえることが不可欠。(NHK)
- ・効率的に周波数共用を行う際には、優先的利用などを含めた制度および運用の仕組み作りが必要。(日本電気)
- ・割り当てを受けた事業者(一次利用者)が、不使用地域、時間、周波数に応じて他の利用者(二次利用者)に電波を利用させるフレキシブルな共用を前提とした周波数の割り当ても可能とすることが有用。(ソニー)
- ・免許不要帯域では運用主体が把握できないことを前提にした仕組みが必要。(無線LANビジネス推進連絡会)
- ・ラグビーワールドカップ2019日本大会では、他に例を見ない規模で多数の映像制作・中継用の周波数利用が見込まれることから、ホワイトスペースの存在は重要であり、周波数共用についての検討を要望。(ラグビーワールドカップ2019組織委員会)

### 3. 割当に関わる制度の見直し

#### ⑥ 免許不要局の適切な帯域の確保の在り方

- ・免許不要帯域の周波数再編は極めて困難であることから、免許不要局を認める場合には、グローバルな視点での帯域確保や無線設備の技術基準、装置の流通性等を十分考慮する必要。(KDDI)
- ・免許不要局の見える化の方法・コストについて議論が必要。(無線LANビジネス推進連絡会)
- ・諸外国と調和を図りつつ、技術の進展に委ね、必要な場合帯域追加が妥当。(無線LANビジネス推進連絡会)
- ・一部地域・時間を限定して電波利用を開放する施策を要望。(無線LANビジネス推進連絡会)
- ・IEEE 802.11ahの国内技術基準の策定を提案。(無線LANビジネス推進連絡会)
- ・国内技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi、Bluetooth、Zigbee等の無線設備について、調査・試験・研究等の非商業用途に限り、技適を取得せずとも海外から持ち込み、利用可能とすべき。(在日米国商工会議所)
- ・安全・安心な電波の利用、関連機器の輸出拡大等の視点からの国際間の調整と規格化への対応等、迅速な取組が必要。(CIAJ)

### 3. 割当に関わる制度の見直し

#### ⑦その他

##### 【5G】

- ・5Gは、全国的事業者のみならず、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域事業者が当該技術を積極的に活用できるように、地域事業者向け帯域割当の制度的手当が必要。(日本ケーブルテレビ連盟)
- ・5Gのユースケースは多岐にわたり、利用する人・企業・団体にとって最適なカバレッジ、最高のパフォーマンスのネットワークを作る必要があることから、迅速に周波数を割り当てる仕組みづくりの検討が必要。(日本電気)

##### 【MVNO】

- ・移動体通信事業に関しては、電波利用が一層促進されるよう、既存MNOの電波をMVNOおよび新規参入MNOへ開放する仕組みが検討されるべき。(楽天)

##### 【その他】

- ・既存MNOのネットワーク(開放を促進すべき機能のアンバンドル開放を含む。)についても開放し、新規参入MNOに対しては基地局鉄塔等を低廉かつ迅速に貸与する仕組みの検討を要望。(楽天)
- ・イノベーションを活性化するためには、移動体通信事業への新たな電波割当ての際、既に割り当てられた電波の逼迫度合いの基準ではなく、新サービスや料金の低廉化などイノベーションへの貢献度の評価が行われることを要望。(楽天)
- ・高精度の測位情報や時刻情報を適用することが可能となっているため、割当において時間とエリアをさらに細分化する、分散制御ベースでの、時間とエリアの動的調整による周波数共用を促進するべき。(YRP研究開発推進協会)
- ・5Gに割り当てられる周波数帯域の一部について、周波数共用の制度(全国一括免許ではなく、1局単位で取得可能な免許制度)を希望。(CATV事業者7者)

## 4. 電波利用料体系の見直し

### (1) 負担の適正化

#### ① 電波の経済的価値のより一層の反映の在り方

##### 【携帯電話】

- ・携帯電話等については、3GHz超や共用帯域も含め、広域専用電波に係る帯域の利用料に一本化すべき。  
(ソフトバンク、NTTドコモ)
- ・料額算定において、ひっ迫帯域の区分が現状3GHz以下となっているが、3.5GHz帯が携帯電話に広く活用されている現状を考慮し、帯域区分及び広域専用電波の上限周波数を少なくとも3.6GHzまで上げるべき。(NTTドコモ)
- ・携帯事業者に過度な負担となり、エリア拡張や災害対策等に支障をきたすことのないよう配慮すべき。(KDDI)

##### 【放送】

- ・放送利用への経済的価値の持ち込みはなじまない。(民放12者)
- ・経済的価値を過度に求めるべきでない。(民放5者)
- ・放送局の公共性は非常に高く、営利事業としてのみの側面で捉えることは不適切。(名古屋テレビ)
- ・多くの視聴者に同時に輻輳なく必要な情報を伝達できる放送の特性に留意し、収益性を重視するあまり公共性が置き去りになることのないよう希望。(テレビ大阪)
- ・電波の経済的な反映を追求するあまり、高い収益性をあげる電波利用システムばかりが存続し、公共性の高い無線システムが排除される仕組みは、国民の不利益。(中国放送、テレビ静岡)
- ・放送の持つ公共性に配慮した電波利用料体系の議論・見直しが行われることを要望。(毎日放送)
- ・放送法により設立され、営利を目的としないNHKにとって、電波利用料により一層の経済的価値を反映させる考え方はそぐわない。(NHK)
- ・放送事業者は電波の効率的利用に積極的に努めてきており、むしろ携帯事業者の電波の過密度が上昇中。この状況変化が正しく反映されるよう要望。(北海道文化放送)

## 4. 電波利用料体系の見直し

### (1) 負担の適正化

#### ① 電波の経済的価値のより一層の反映の在り方(続き)

##### 【IoT/地域BWA】

- ・電波のリソース消費が少ないIoT端末、地域公共サービスでの利用や通信制限をかけている一般利用の地域BWA端末については、料額を低く設定するよう要望。(CATV事業者7者)

##### 【制度一般】

- ・電波利用額算出時の経済的価値の要素を見直すのであれば、事業者負担の多寡に直結するため、より明確な根拠と透明性のあるプロセスが求められる。(フジテレビ)
- ・周波数割当ての仕組みと電波利用料の両方に経済的価値を反映させると、経済的価値の二重取りとなる。電波利用料は全ての無線局の共益費としての制度本来の在り方に徹すべき。(フジテレビ)
- ・電波利用料は本来、電波利用共益事務費用であり、電波の経済的価値によって周波数の有効利用を実現しようとする考え方とはなじまない。(北日本放送)
- ・電波の経済的価値とは何かを明確にすべき。(KDDI)
- ・需要が高い周波数の電波利用料を指数関数的に高くし、新技術への移行で有効利用が進展した場合は電波利用料を引き下げてはどうか。(個人)

## 4. 電波利用料体系の見直し

### (1) 負担の適正化

#### ②電波利用料の特性係数の在り方

##### 【携帯電話】

- ・携帯電話は国民生活に必要な不可欠なサービスとなっており、その公共性を考慮すべき。(ソフトバンク、KDDI)
- ・通信と放送の垣根がなくなっていることを踏まえ、携帯電話と地上テレビ放送の特性係数の差をなくすべき。(ソフトバンク)
- ・携帯電話は最も電波を効率的に利用しているシステムであり、より多くの特性係数を適用すべき。(NTTドコモ)
- ・複数の業務で周波数を共用している帯域(3.5GHz帯等)には特性係数を適用すべき。(NTTドコモ)

##### 【放送】

- ・放送の特性係数は今後も維持すべき。(民放連、NHK、民放73者)
- ・特性係数が維持されても、他の制度変更によって放送事業者の負担額が増加すれば、制度本来の目的が達成されないことから、放送事業者の負担額が増加しないよう要望。(民放連、NHK、民放35者)
- ・放送と通信の負担額の差については、県域と全国の違いや、利用者への負担転嫁の有無等を踏まえれば、単純比較すべきではなく、現行の枠組みは適当。(民放連、民放24者)
- ・地上ラジオ放送は料額が増加してきた経緯がある。負担軽減を要望。(民放連、民放28者)
- ・ローカル局は、地域情報発信の担い手としての公共的役割を果たしており、地方創生にも大きく貢献。引き続き公共的役割を果たすため、できるかぎり負担の軽減を要望。(エフエム栃木)
- ・FM同期放送やSFNを実施している放送局、FM補完放送の電波利用料の減免を要望。(RKB毎日放送)

##### 【衛星】

- ・技術特性により稠密度を高めることができないシステムについて、特性係数等により考慮すべき。(スカパーJSAT)

## 4. 電波利用料体系の見直し

### (1) 負担の適正化

#### ③ 免許不要局からの電波利用料の徴収の在り方

- ・電波利用の発展を阻害しないような配慮が必要。仮に免許不要局から徴収する場合は、機器製造者や販売者からの徴収が適当。(KDDI)
- ・免許不要局から電波利用料を徴収することに一定の合理性はあるが、徴収方法や管理上の課題が多く、徴収は不要。(ソフトバンク)
- ・免許不要局からも電波利用料を徴収すべき。(RKB毎日放送、中国放送、スカパーJSAT)
- ・免許不要局からも電波利用料を徴収することの検討が必要。(民放連、民放6者)
- ・免許不要局から電波利用料を徴収は国際競争力の低下に繋がる危険性があるため反対。(無線LANビジネス推進連絡会)
- ・免許不要局から電波利用料を徴収すべきでない。(トヨタ自動車)

#### ④ その他

- ・電波利用共益事務の費用を無線局免許人全体で負担する現行制度の枠組みは適切。(ソフトバンク、民放連、民放8者)
- ・携帯電話端末等に係る無線局数が一定数に達した場合の負担額上限について、新規参入MNOは当初はこの効用を受けられないことから、新規参入による電波の有効利用を促すために、新規参入MNOに対する負担軽減措置の導入も検討されるべき。(楽天)
- ・3年ごとの見直しにより制度内容の大きな変化・料額の増大が生じることは、経営上の大きな不確定要素。今後の改定においても激変緩和措置の維持、または更なる上昇率の低減を行うべき。(民放6者)
- ・電波利用料の議論はこの25年の議論を踏まえるべきで、これまでの議論を反故にしてはならない。経営安定化のため、短期間での制度変更や料額見直しを行わず、3年毎に見直すとの原則を維持すべき。(民放13者)

## 4. 電波利用料体系の見直し

### (2) 公共用無線局からの電波利用料の徴収

- ・電波利用や公共システムのより一層の効率化等に資するのであれば、公共用無線局についても電波利用料を徴収することを検討すべき。(ソフトバンク)
- ・各公共用無線の特性を踏まえた利用状況の妥当性評価が必要。電波利用料の徴収により有効利用のインセンティブが働く性質のものかの評価が必要。(KDDI)
- ・公共用無線局についても、電波利用料を徴収すべき。(在日米国商工会議所、北日本放送)

### (3) 電波利用料の使途等の見直し

#### ① 電波の利用状況の精緻な把握のために取り組むべきこと

- ・電波監視業務をより充実・拡大しておく必要がある。国での対応に限界があるのであれば、民間事業者を積極的に活用する。(NTTドコモ)
- ・より公正かつ効率的な周波数割当を迅速に実現するため、実際の電波の発射状況を詳細に測定し、利用実態を正確に把握するための調査が必要。そのための環境を迅速に整備することを要望。(日本電気)
- ・電波の有効利用のため、電波の発射状況調査を行って利用状況のより精緻な把握を行うことは重要だが、適切な判断基準を設定することが必要。(テレビ東京)
- ・電波を適切に利用するための周波数利用の「見える化」は有効であり、効率的な実現に向けた検証に取り組むべき。(朝日放送)
- ・電波の利用状況把握のための取り組みは、導入の目的、評価方法の課題をあらかじめ解決してから進めるべき。(日本テレビ、青森放送、山口放送、札幌テレビ)
- ・電波利用料は、新たな参入者を前提とした、帯域確保のための調査などに使用されるべきではない。(民放8者)
- ・電波の利用状況調査においては、無線システムの役割や利用目的なども十分に考慮し、総合的な判断が必要。(民放連、民放6者)
- ・利用状況調査および発射状況調査の対象は一部の電波システムに偏らないことが不可欠。(民放連)
- ・自己申告による定性的な指標に加え、定量的な指標を導入して調査を行い、その結果が公表されるよう要望。また、独立した第三者による調査を導入すべき。(在日米国商工会議所)

## 4. 電波利用料体系の見直し

### (3) 電波利用料の使途等の見直し

#### ② 周波数移行の促進のために取り組むべきこと

- ・周波数移行のための補助金やインセンティブへ充当すべき。(NTTドコモ)
- ・周波数移行、周波数共用、混信対策等、携帯電話用周波数の確保に資する対策等を要望。(ソフトバンク)
- ・周波数移行を促進する上での技術的・経済的な課題を解消するために電波利用料を充てることは適当。  
(スカパーJSAT)
- ・周波数移行や電波の再編が行われうることを国民に広く啓発するための事業を実施すべき。(NTTドコモ)
- ・安全運転支援や自動走行に向けたV2X通信用周波数として世界的に検討が行われている5.9GHz帯を考慮したグローバルハーモナイズが必要(周波数移行のための費用は電波利用料で補うことを検討すべき)。  
(NTTドコモ)

#### ③ ホワイトスペースの利用促進のために取り組むべきこと

- ・テレビ周波数のホワイトスペース利用においては、電波干渉によってテレビ放送の受信に障害が発生しないよう、無線局の利用形態などを踏まえて共用条件を設定することが不可欠。(民放連、民放5者)
- ・地上放送用のホワイトスペースの利用については、既存の地上放送に妨害を与えないように十分慎重な検討が必要。(フジテレビジョン)
- ・ホワイトスペースの利用については、電波干渉によって既存の地上放送の受信に影響が出ないよう慎重な検討が必要。(石川テレビ)
- ・ホワイトスペースの利用促進については、地デジ受信者の保護が大前提。利用ニーズの有無を調査することが重要。(日本テレビ、青森放送、山口放送、札幌テレビ)
- ・ホワイトスペースのより機動的な利用を進めるために、特に(無線局の位置情報に基づく)データベースによる時間領域における一時的なホワイトスペース利用に向けて必要となる技術的条件や制度設計などの検討を促進すべき。(個人)

## 4. 電波利用料体系の見直し

### (3) 電波利用料の使途等の見直し

#### ④異なる無線システム間の周波数共有・干渉回避技術の高度化のために取り組むべきこと

- ・5Gの更なる高度化や、自律的周波数共有を高精度で実現するための研究開発、技術試験事務を充実すべき。  
(NTTドコモ)
- ・異なる無線システム間の周波数共有・干渉回避技術の高度化については、許容干渉規格の策定や複数の免許人情報を扱ったりデータベース化できたりする干渉検討機関の設立・維持に使用することが適当。(スカパーJSAT)
- ・混信防止を担保する観点からの周波数共有や干渉回避技術の高度化に取り組む事は有益。(民放連、民放5者)
- ・有線と無線との間の干渉回避についても検討の対象とすることを要望。(ジュピターテレコム)
- ・ダイナミックな周波数割当てを実現するデータベースの構築、電波状況を把握するためのセンシングノードの設置及びシステム全体の運用等の諸費用に競願手続や電波利用料で得られた収入を使用。(ソニー)

#### ⑤電波の更なる有効利用を促進するために電波利用料の使途として取り組むべきこと

##### 【電波監視】

- ・IoT機器の電波監視。(CIAJ)
- ・電波監視業務を充実・拡大しておく必要がある。国の対応に限界があるのであれば、民間事業者を積極的に活用すべき(電波監視の民間委託、補助金制度の創設等)。(NTTドコモ)

## 4. 電波利用料体系の見直し

### (3) 電波利用料の使途等の見直し

#### ⑤ 電波の更なる有効利用を促進するために電波利用料の使途として取り組むべきこと(続き)

##### 【研究開発等】

- ・5Gの更なる高度化や、自律的周波数共有を高精度で実現するための研究開発、技術試験事務の充実(NTTドコモ)
- ・無線に関係するプロトコル、AI、アプリケーションや有無線一体の研究開発、セキュリティの研究開発など研究開発など対象の範囲を拡大(日本電気)
- ・IoT分野におけるサイバー攻撃防御やセキュリティ技術の研究開発と早期実用化(CIAJ)
- ・災害時の有効な通信手段確保に繋がる関連技術の開発・検証とシステムの整備等への活用(KDDI)
- ・地上4K放送などの放送サービスの高度化推進に関する研究開発(民放連、民放5者)
- ・次世代放送における電波の有効利用に資する先端技術の開発や規格策定に向けた検討にも、電波利用料を活用することを要望。(民放6者)
- ・国民がメリット(例えば、安心・安全、地域格差解消等)を享受できるよう、公共サービスインフラ分野で、継続的で安定的な技術開発と設備投資・運用が可能になる枠組みの醸成が重要。(富士通)
- ・電波の監視、人体等への影響調査、標準電波の発射等の業務の効率化・高度化を図るための研究開発(NICT)
- ・無線設備適合証明、電波の伝わり方についての観測、予報・警報の送信、無線設備の機器の試験・校正など、電波の適正な利用の確保の実現に資する業務及び同業務を効率的に行うための研究開発(NICT)
- ・周波数を効率的に利用する新技術や周波数の共同利用を促進する新技術の研究開発の促進(CIAJ)
- ・電波利用料をこれまでの未利用周波数帯の開拓、周波数共有技術、狭帯域化技術に限らず、幅広く電波の利用価値を高める研究開発に支弁できるようにする必要がある。(YRP研究開発推進協会)

## 4. 電波利用料体系の見直し

### (3) 電波利用料の使途等の見直し

#### ⑤ 電波の更なる有効利用を促進するために電波利用料の使途として取り組むべきこと(続き)

##### 【研究開発等(続き)】

- ・新たな無線通信技術の基礎研究等のチャレンジングな研究開発や自由な発想による研究開発 (KDDI)
- ・高齢化社会等、日本が抱える課題の解決のために最先端の無線通信等の研究開発 (日本電気)
- ・電波の有効利用や技術開発等に関わる人材育成やコンテスト、長期的な基礎研究、産学官の連携など新たな手段の導入 (NICT)
- ・IoTや5Gによる電波の有効利用と電波産業の更なる発展のため、機器開発や実証を行うためのテストフィールド拡大・拡充 (KDDI)
- ・5G利活用の活性化のため、多様な業種の新しいアプリケーションや遅延を含めたシステム全体の検証が行えるような、電波だけの実証環境だけでなく、有無線一体の多角的なテストベットの構築が必要。(日本電気)
- ・技術条件の策定以外で、電波システムのアプリケーションの動作確認やデータ収集などを目的とした実証。(日本電気)
- ・電波基礎技術が設備装置への実装に至るまでの技術課題を克服して利用に供されるようにする実証や研究開発環境の整備 (YRP研究開発推進協会)
- ・5Gシステムの総合実証実験の加速、充実 (CIAJ)

##### 【国際展開】

- ・防災・減災に関連したICT基盤のグローバル展開の支援 (CIAJ)

##### 【人材育成・リテラシー】

- ・周波数共用・干渉回避技術の高度化に向けて、電波のスペシャリストの輩出を目指した人材育成の取り組みの強化 (日本電気)
- ・電波の有効利用や技術開発等に関わる人材育成 (NICT)
- ・現行の人材育成のための事業に加えて、人材育成課程、電波利用アプリケーションに関するアイデアコンテストやハッカソン、セミナー、シンポジウム、展示会 (YRP研究開発推進協会)

## 4. 電波利用料体系の見直し

### (3) 電波利用料の使途等の見直し

#### ⑤ 電波の更なる有効利用を促進するために電波利用料の使途として取り組むべきこと(続き)

##### 【人材育成・リテラシー(続き)】

- ・5G関連の標準化活動に従事する人材育成と活動の支援(CIAJ)
- ・IoTにおける電波利用に関する、人材育成、リテラシー向上に向けた周知啓発事業(CIAJ)
- ・教育機関等への電波認知広報促進支援活動を検討すべき。(エフエム福島)

##### 【無線システムの普及支援】

- ・携帯電話等エリア整備事業/電波遮へい対策事業等における国の負担割合の更なる拡大、電波の有効利用促進を図る方式や設備の導入への更なる支援拡大、人の住んでいない山間部や道路等のエリア整備における電源の確保すべき。(NTTドコモ)
- ・人が居住していない場所であっても、安心・安全の確保や利便性の観点からエリア整備が望まれる観光地等への動線(道路等)や山岳地帯の対策への適用を希望。(KDDI)
- ・事業者単独でのエリア化が難しい環境についても、電波遮へい対策等の公共の福祉に供するエリア整備と同様に適用範囲の拡大や補助率の見直しを希望。(KDDI)
- ・地方エリア整備/遮へい対策(将来的な5G対応含む)を要望。(ソフトバンク)
- ・無料公衆無線LANサービスを整備促進すべき。(CIAJ)
- ・BSと110度CSによる4K・8K放送の電波漏洩対策を積極的推進すべき。(スカパーJSAT)
- ・老朽化する中継局の更新支援を要望。(民放連、中国放送、熊本県民テレビ、朝日放送、鹿児島讀賣テレビ)
- ・民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充(民放連、民放17者)
- ・V-Lowマルチメディア放送について、都市型難聴(屋内減衰、ビル陰、トンネル内など)地域でのギャップファイラー設置支援などの支援事業を新設すべき。(民放14者)
- ・電波利用料財源で行われてきた放送の難視聴解消を継続・拡充すべき。(民放8者)
- ・新4K8K衛星放送の普及を推進すべき。(民放連、テレビ朝日)
- ・新たに開始される左旋円偏波4K・8K放送の受信環境整備を積極的に推進すべき。(スカパーJSAT)
- ・国民の安全安心の確保に資する放送設備充実のために活用されることを要望。(讀賣テレビ)

## 4. 電波利用料体系の見直し

### (3) 電波利用料の使途等の見直し

#### ⑤ 電波の更なる有効利用を促進するために電波利用料の使途として取り組むべきこと(続き)

##### 【地方創生・地域活性化のためのインフラ整備】

- ・自治体等がICT利活用による社会的課題を解決するにあたり、多様化するICTサービスを円滑に導入できるよう、電波を効率的に利用することや、電波利用料を有効的に活用することが重要。(NTT東日本、NTT西日本)
- ・光ファイバ敷設事業(地方、離島等) (ソフトバンク)
- ・地域振興のためのインフラ整備 (NTTドコモ)
- ・社会課題解決実現のため、5Gによる地方創生への取り組みを早期に推進する施策への支援を希望。(KDDI)
- ・5G等、次世代通信における電波利用環境の整備 (ソフトバンク)
- ・災害時の有効な通信手段確保に繋がる無線システムの整備等への活用 (KDDI)
- ・ワイドFM対応受信機の更なる普及のための周知、広報対策(山口放送)
- ・無線需要の拡大により、有線へのオフロードが増大。有線があるからこそ、電波の有効利用が図られ、消費者はその便益を享受できる。地域のデータセンターやキャッシュサーバーの設置・連携や、エッジコンピューティング技術の実装が必要。さらには、終端装置の高度化や増改築など、有線ネットワークの整備も電波利用料の使途とすべき。(日本ケーブルテレビ連盟)
- ・国民がメリット(例えば、安心・安全、地域格差解消等)を享受するためには、公共サービスインフラ分野で、継続的で安定的な技術開発と設備投資・運用が可能になる枠組みが重要。(富士通)
- ・無線通信を活用した公共ネットワークの高度化 (CIAJ)
- ・条件不利地域での情報通信サービスの整備 (CIAJ)
- ・公共目的で必然性が認められる無線システムについて、電波利用料での継続的な運用支援の検討が必要。(日本電気)
- ・離島や過疎地域など条件不利地域における光ファイバ整備を進めるため、民間事業者による整備も対象とするなど、電波利用料を活用した国庫補助制度の創設を要望。(高知県、鹿児島県、愛媛県西条市、新潟県魚沼市)
- ・防災行政無線システム更新支援する事業債又は補助金制度の創設を要望。(愛知県蒲郡市、千葉県市原市)

## 4. 電波利用料体系の見直し

### (3) 電波利用料の使途等の見直し

#### ⑤ 電波の更なる有効利用を促進するために電波利用料の使途として取り組むべきこと(続き)

##### 【その他】

- ・電波利用による国民の利便性向上、国内産業発展等に寄与する取組へ活用すべき。(KDDI)
- ・国民の利便性に繋がる周波数移行については、無線局に限らず、例えば放送の受信機器の手当等にも電波利用料を活用する仕組みを設けることを希望。(KDDI)

#### ⑥ その他、電波利用料の在り方

- ・電波利用料財源で行われる国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは免許人全体に便益をもたらし、国民視聴者の利益に適うものであり、継続・拡充すべき。(民放連、民放19者)
- ・電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではない。(民放14者)
- ・電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要最低限のものに留めるべき。(讀賣テレビ、山梨放送、長崎国際テレビ、スカパーJSAT)
- ・将来の新しい放送のための周波数確保に係る経費を電波利用料から負担することは適切。(NHK)
- ・電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべき。(民放連、民放19者)
- ・電波利用共益事務費用を無線局免許人が電波利用料として負担する現行制度の枠組みは適切だが、共益事務の範囲の拡大は慎重に判断し歳出規模の総額は抑制的であるべき。(CBCテレビ)
- ・余剰金が発生した場合は、次年度以降の電波利用共益事務経費に充当できる基金のような制度の創設を検討すべき。(民放連、民放6者)
- ・V-Lowマルチメディア放送は放送波を活用した防災情報システムの導入を推進に活用し易い財政支援措置を創設すべき。(中日本マルチメディア放送、九州・沖縄マルチメディア放送、大阪マルチメディア放送)
- ・アナログからデジタルへの転換を終えて、電波利用料の役割を終えており、廃止すべき。(個人)

## 5. その他

### 【新たな周波数ニーズに対応した周波数帯の確保目標の設定】

- ・5Gの目標性能である20Gbpsを達成するためには、少なくとも1事業者あたり1～2GHz幅が必要となるので、2030年代に向けた新たな周波数割当て目標の設定が必要。(NTTドコモ)
- ・5Gの本格導入に向けて、国内で現状利用されていない3GPPのグローバルバンドの割当てに加え、WRC-19検討結果を踏まえた新たなバンドの早期割当てが必要。(NTTドコモ)

### 【地域BWAの普及推進】

- ・地域BWAサービスの拡大に向けて普及促進活動に努めたい。(地域BWA推進協議会)
- ・本格的な5Gの導入前に、BWAに係る規制・制度の在り方を検討すべき。具体的には、「音声利用への拡大」及び「全国BWAにおける資本規制の緩和」を行うことにより、より一層の電波の有効活用を図るべき。(ソフトバンク)
- ・全国事業者が地域BWA事業者の帯域を利用するローミングは認められておらず、全国事業者等のトラフィックを地域BWA事業者が受け入れるローミングを認め、相互ローミングを可能とすべき。(東京ケーブルNW)
- ・地域BWAは、地方創生、防災減災、高齢者や学童の安心安全、地域医療・福祉、教育などの観点からも維持すべき。音声機能の提供に係る技術的検証を行うとともに、必要な制度的措置について検討すべき。(日本CATV連盟)
- ・地域BWA及び5Gなど、当該地域事業者のエリア外においてもシームレスなサービス提供が必要であり、ローミングが価格面・技術面において、スムーズに実現できるような制度的手当について検討すべき。(日本CATV連盟)
- ・利用者の利便性を高めるため、全国事業者の端末についてそのまま地域事業者が使用可能となるよう技術基準等含めた制度的手当が必要。(日本CATV連盟)
- ・地域BWAの普及促進にあたり、総務省の補助事業「地域のICT 基盤整備」の対象にすることや、情報伝達手段を多層化するものとして「防災行政無線整備」の補助対象にすることを希望。(CATV事業者7者)

### 【ITS帯域の再編】

- ・安全運転支援や自動走行に向けたV2X通信用周波数として世界的に検討されている5.9GHz帯を考慮したグローバルハーモナイズが必要(周波数移行のための費用は電波利用料で補うことを検討すべき)。(NTTドコモ)
- ・周波数の国際協調、産業の国際競争力確保の観点から5.9GHzをITS帯域に再編する検討を要望。(クアルコム)

## 5. その他

### 【公共部門の電波利用】

- ・公共用周波数について、利用する行政機関及びその用途の公表を要望。(在日米国商工会議所)
- ・懇談会での公共用周波数の利用に係るヒアリング結果をできる限り公にすることが必要。(在日米国商工会議所)
- ・どのような無線局を情報公開の例外とするかについて要件を追記し、電波法施行規則第11条の2について要件に該当するか厳正に判断のうえ規定すべき。(在日米国商工会議所)
- ・公共分野や地域向けでも円滑なデータ通信の必要性が高まる中、周波数を効率的に利用できるようなLTE方式を利用した自営の無線システムを導入することが適当。(日本電気)

### 【その他の制度改正】

- ・他免許人に干渉・混信を及ぼす恐れのない個別免許人に広域に割当てられた周波数利用については制限を緩和し、より柔軟な運用を認めるべき(気球無線局・移動基地局車の申請制等)。(ソフトバンク)
- ・IoT、5G等により携帯電話システムの基地局及び陸上移動局が、膨大な数へと膨れ上がることが想定される中、包括免許の在り方についても、技術の進展及び利用形態の多様化等にあった規制緩和が必要。(ソフトバンク)
- ・周波数有効活用の観点から、2.6GHz帯のN-STARを早期に携帯向けに割当てをすべき。(ソフトバンク)
- ・免許制度上の制約により、日本では人工衛星毎に地球局を開設しなければならず、コスト的にも国際的な競争上も不利。複数機関が共同利用できるようにするための方策等について検討すべき。(スカパーJSAT)
- ・携帯電話等抑止装置の実用化を要望。(テレ・ポーズ)
- ・5G NRの免許不要帯域や共用周波数帯への適用、免許帯域と免許不要帯域の同時運用も検討すべき。(クアルコム)
- ・無線局免許の申請審査や更新に際して、各周波数利用について国際調和への影響を加味して判断がなされるべき。(在日米国商工会議所)